平成２７年（フ）第２０２８号
横浜市南区永田みなみ台２番10―702号
債務者　渡辺まゆみ
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４４号
東京都昭島市玉川町１丁目８番３号都営昭島玉川町アパート３棟305号
債務者　岩本利雄こと　李　　利雄
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４５号
東京都昭島市玉川町１丁目８番３号都営昭島玉川町アパート３棟305号
債務者　岩本花子こと　金　　花子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３７号
沖縄県うるま市石川東恩納628番地　平良アパート202
債務者　安里　克枝
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６９４号
千葉県浦安市猫実５丁目18番16―803号　ツインタワー浦安
破産者　馬場　成文
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７０２号
千葉県船橋市緑台２丁目５番１棟202号
破産者　若松　隆男
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
栃木県佐野市会沢町445番地
破産者　株式会社ヤゲタウッドコンフォート
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第８号
大分県玖珠郡九重町大字田野1548番地の９
破産者　平安建設株式会社
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１８４号
千葉県市原市安久谷307番地
破産者　渡嘉敷　茂
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７２号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目５番16号
破産者　平内　和子
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９１号
川崎市高津区下作延３丁目20番５号
破産者　有限会社山岸種苗店
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
新潟市東区藤見町２丁目４番16号
破産者　株式会社パワーズフジミ
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０９号
奈良市西新在家町17番地
破産者　株式会社瓦宇工業所
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７０号
島根県出雲市斐川町名島646番地４
破産者　中國テクノ建材株式会社
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第７６号
北海道旭川市永山10条２丁目１番20号
破産者　株式会社クリエイト建装
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９１号
北海道旭川市春光７条７丁目６番11号
破産者　株式会社アクティホーム
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９３号
北海道旭川市４条通17丁目1443番地１道広ビル７階
破産者　有限会社三ツ星キッチン
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１６号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2196番地178
破産者　有限会社大成空調
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１７号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2053番地10
破産者　大城　康彦
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１１号
金沢市石引２丁目５番３号
破産者　有限会社クラフトカンパニー
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部